資料１－１

後志管内でのサクラマスの漁獲状況（H3～R7）

単位：トン

H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
178	223	223	187	138	142	123	245

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
108	95	52	138	127	68	57	57

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
102	134	83	64	102	51	92	33

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
22	80	13	84	92	97	111	111

R5	R6	R7
154	206	70

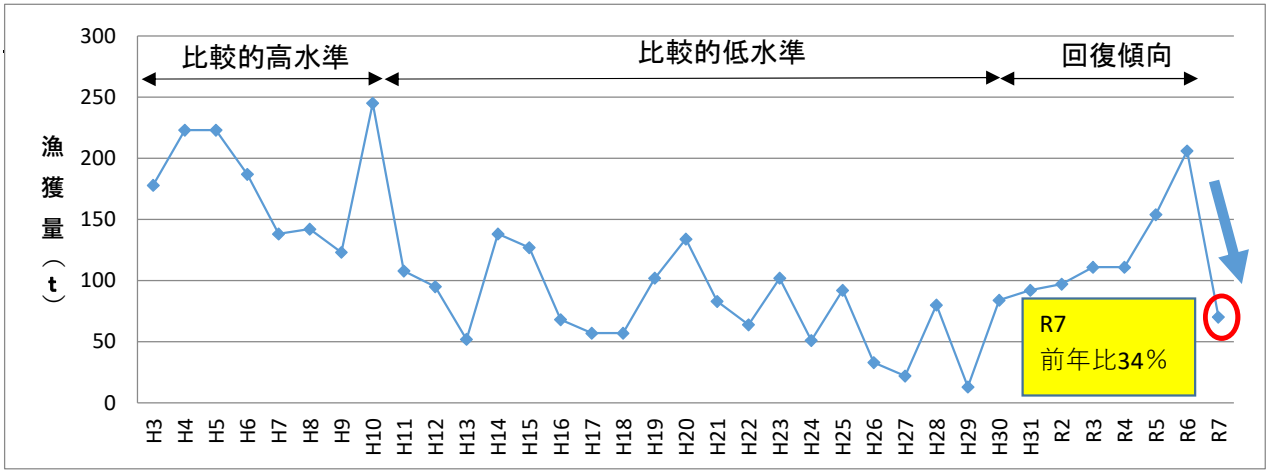

・平成3～10年：比較的高水準（100～200トン）

・平成11～29年：比較的低水準（13～138トン）で変動

・平成30年以降：令和6年まで回復傾向が続いたが、令和7年で70トン（前年比34％）に減少

・令和7年に尻別川で遡上したさくらますの大量死が発生、来遊資源の減少が懸念される

資料１－２

河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

島牧村の**千走川**の河口付近においては、５月１日から８月31日までの間、北海道漁業調整規則によりサケ・マスの採捕が禁止されていますが、**サケ・マスの繁殖保護を図るため**、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により**毎年４月１日から10月31日までの間、下記の区域においてサケ・マスの採捕が禁止**されています。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

○　禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間
		左海岸	右海岸	沖合方位（真方位）		沖合距離		
				左方	右方	左方	右方	
島牧村	千走川	500m	800m	344°	0°	300m	700m	4/1～10/31

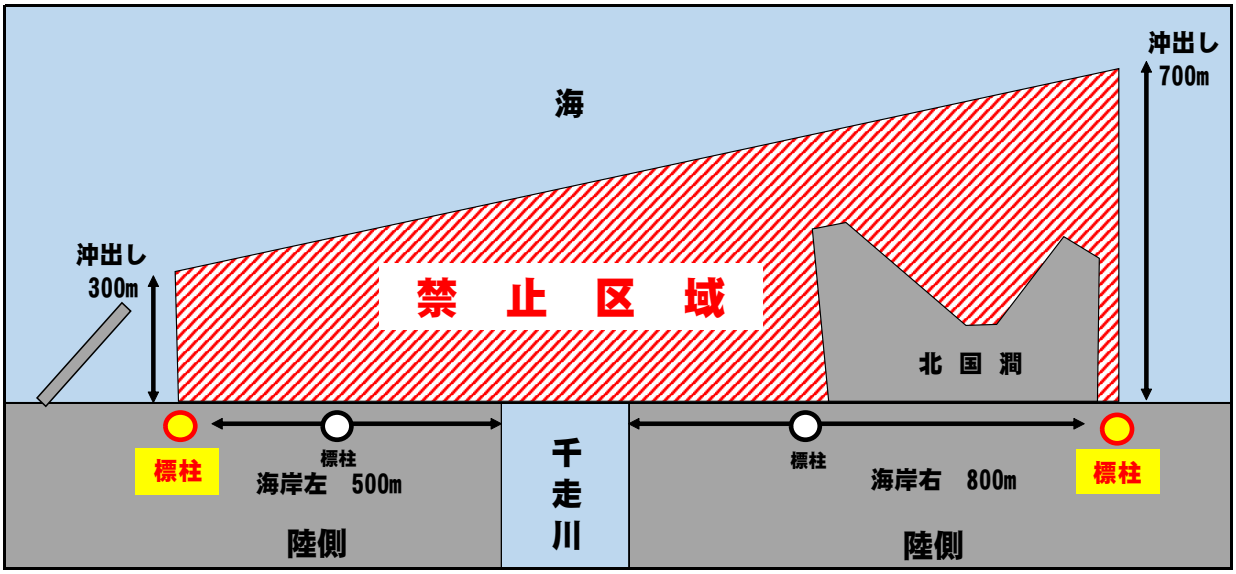

<連絡先>

石狩後志海区漁業調整委員会
後志総合振興局産業振興部水産課
住所　虻田郡倶知安町北１条東２丁目
電話　0136-23-1395（海区）
　　0136-23-1394（水産課）

河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

島牧村の**泊川**河口付近では、５月１日から８月３１日までの間、北海道漁業調整規則によりサケ・マスの採捕が禁止されていますが、**サケ・マスの繁殖保護を図るため**、石狩後志海区漁業調整委員会指示により、**毎年９月１日から１０月３１日までの間、下記の区域においてサケ・マスの採捕が禁止**されています。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

○禁止区域

市町村	河川名	河口及び沿岸		方位（真方位）		沖出し	禁止期間 （委員会指示期間）
		左海岸	右海岸	左方	右方		
島牧村	泊川	３００ｍ	３００ｍ	344° 00′	344° 00′	３００ｍ	５／１～１０／３１ （９／１～１０／３１）

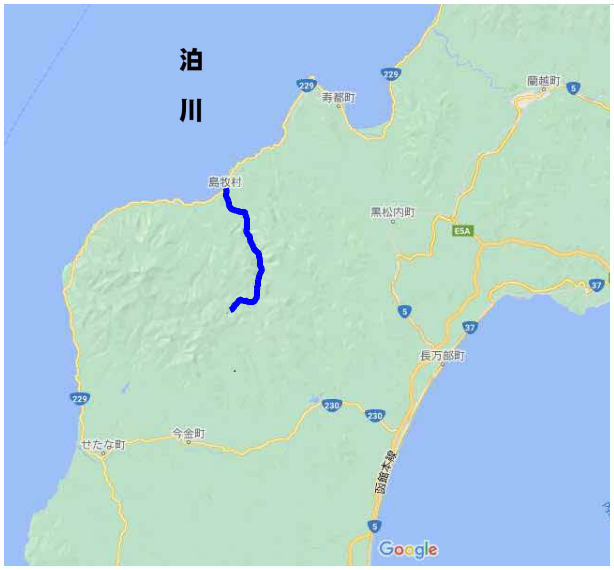

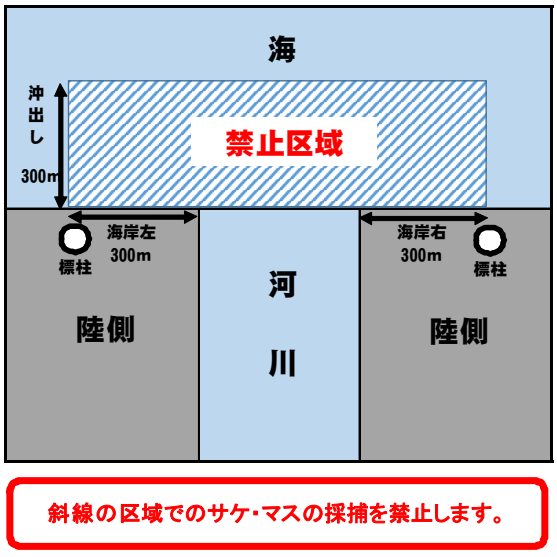

斜線の区域でのサケ･マスの採捕を禁止します。

＜連絡先＞

石狩後志海区漁業調整委員会
後志総合振興局産業振興部水産課
住所　虻田郡倶知安町北１条東２丁目
電話　0136-23-1395（海区）
　　0136-23-1394（水産課）

河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

後志管内の下記の４河川の河口付近において、**サケ・マスの繁殖保護を図るため**、石狩後志海区漁業調整委員会の指示により、**下記の区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止**することとしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。

漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

※マス：サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケに限る。

○　禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	河口沿岸						禁止期間	
		左海岸	右海岸	沖合方位（真方位）		沖合距離		海区委員会指示	漁業調整規則
				左方	右方	左方	右方		
神恵内村	珊内川	300m	(300m)	243°	243°	300m	300m	4/1～8/31	—
	古宇川	(300m)	(300m)	225°	225°	300m	300m	4/1～4/30	5/ 1～ 8/31
岩　内　町	野束川	(300m)	(700m)	345°	5°	600m	600m	4/1～8/19	8/20～11/30
蘭　越　町	尻別川	(1000m)	(1000m)	299.3°	300°	1000m	1000m	4/1～4/30	5/ 1～11/30

※距離のうち（ ）内の数字は一応の目安

※**赤字**は今回新たに設定された内容

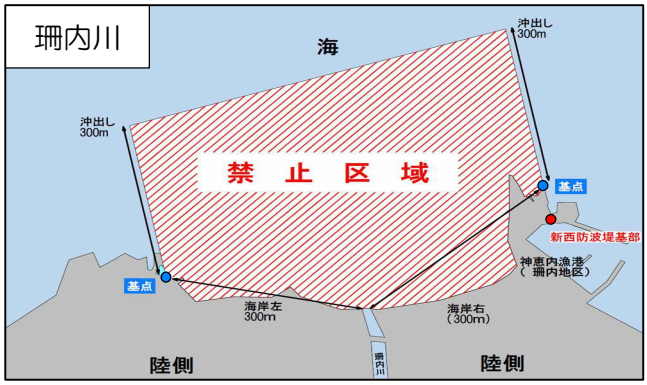

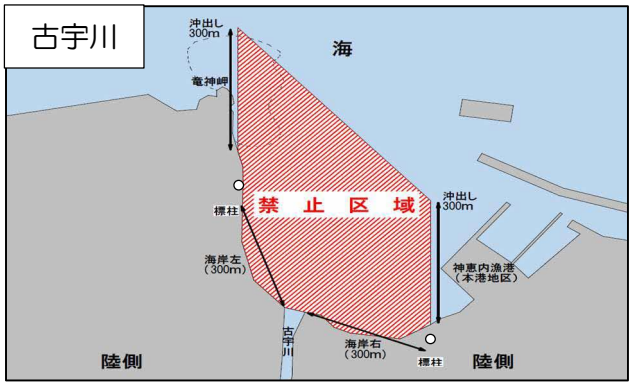

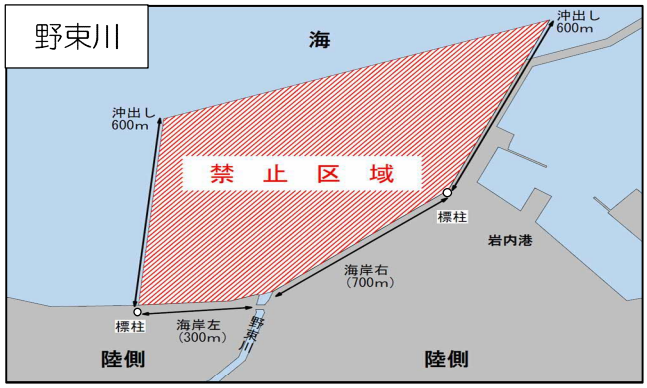

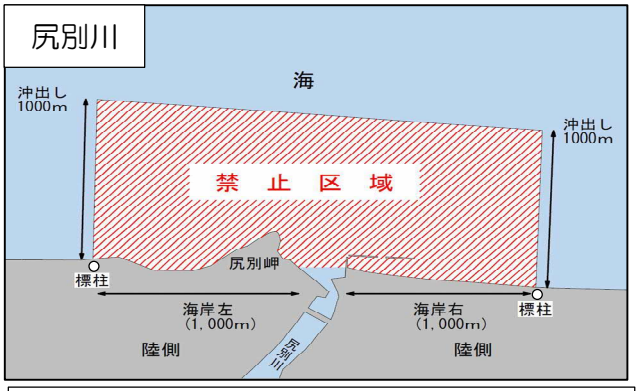

<連絡先>

石狩後志海区漁業調整委員会

後志総合振興局産業振興部水産課

住所　虻田郡倶知安町北１条東２丁目

電話　0136-23-1395（海　区）

0136-23-1394（水産課）

資料1－3

珊内川・古宇川・野束川・尻別川・泊川・千走川の河口規制について

河口規制の実施結果（令和3年～7年）

・年変動は大きいものの半数の河川で計画並の親魚捕獲が概ね達成され、複数河川で親魚捕獲、採卵し、生産された稚魚等を河川間で融通することにより、必要な放流尾数は概ね確保されている状況

・古宇川、野束川、泊川では、親魚捕獲を試みたものの、計画並の捕獲ができなかったため、今後、親魚の遡上状況の再調査や捕獲方法の再検証等による体制整備を予定

今後の実施について

・同様の河口規制の実施によりさくらます資源の維持増大を図るため、日本海さけ・ます増殖事業協会から石狩後志海区漁業調整委員会へ委員会指示の発動要請

・関係機関との協議、意見募集及び公聴会の開催を経て、第13期第7回石狩後志海区漁業調整委員会（R8.3. 9開催）にて令和8年度の実施が決定

・各種取組状況の確認及び対応の検討のため、単年毎での実施となる。
（令和8年度は10月31日まで）

○計画

（捕獲数:尾、採卵数:千粒、放流数:千尾）

河川名	R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)		R7(2025)		放流数	
	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	R4年級	R5年級
珊内川	100	90	100	90	100	90	100	90	5	5
古宇川	100	70	100	70	100	70	100	70	276	236
野束川	100	70	100	70	100	70	100	70	137	117
尻別川	1,800	2,156	1,800	2,156	1,800	2,156	1,800	2,176	1,200	1,200
泊川	0	0	0	0	0	0	0	0	108	108
千走川	1,430	2,000	1,430	2,000	1,430	2,000	1,430	2,000	191	121
計	3,530	4,386	3,530	4,386	3,530	4,386	3,530	4,406	1,917	1,787

○実績

（捕獲数:尾、採卵数:千粒、放流数:千尾）

河川名	R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)		R7(2025)		放流数	
	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	R4年級	R5年級
珊内川	107	163	41	14	0	0	75	91	5	15
古宇川	0	0	0	0	0	0	0	0	226	225
野束川	39	0	10	0	0	0	0	0	87	114
尻別川	1,872	2,752	2,025	2,503	2,090	4,305	953	1,282	1,255	1,160
泊川	0	0	0	0	0	0	0	0	108	83
千走川	1,525	1,865	1,034	1,286	171	168	925	1,013	91	181
計	3,543	4,780	3,110	3,803	2,261	4,473	1,953	2,386	1,772	1,778

○達成率（%）

河川名	R4(2022)		R5(2023)		R6(2024)		R7(2025)		放流数	
	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	親魚捕獲数	採卵数	R4年級	R5年級
珊内川	107%	181%	41%	16%	0%	0%	75%	101%	100%	300%
古宇川	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	82%	95%
野束川	39%	0%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	64%	97%
尻別川	104%	128%	113%	116%	116%	200%	53%	59%	105%	97%
泊川	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	77%
千走川	107%	93%	72%	64%	12%	8%	65%	51%	48%	150%
計	100%	109%	88%	87%	64%	102%	55%	54%	92%	99%

※R4年級放流数はR4に親魚捕獲、採卵し、R5及びR6に放流した稚魚及び幼魚の合計を表す
※R5年級放流数はR5に親魚捕獲、採卵し、R6及びR7に放流した稚魚及び幼魚の合計を表す

石狩後志海区漁業調整委員会指示第４号

さくらます資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定により、次のとおり指示する。

令和８年３月９日

石狩後志海区漁業調整委員会
会　長　池　守　　力

何人も、海面のうち、次表の左欄に掲げる河口付近の区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、さくらますを採捕してはならない。ただし、国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）による独立行政法人、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）による地方独立行政法人若しくは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験研究の用に供するために採捕する場合は、この限りではない。

総合振興局名及び河川名		区域					期間
		河口		沖合方位		沖合	
		左海岸	右海岸	左方	右方		
後志	珊内川	河口左岸より300メートルの位置	古宇郡珊内村神恵内漁港(珊内地区）新西防波堤基部西側点の位置 (300m)	度 分 243.00	度 分 243.00	ﾒｰﾄﾙ 300	４月１日から８月31日まで
	古宇川	古宇郡神恵内村大字神恵内村10番地の４地先に知事が建設した標柱の位置 (300m)	古宇郡神恵内村大字神恵内村字浜中83番地の116地先に知事が建設した標柱の位置 (300m)	225.00	225.00	300	４月１日から４月30日まで
	野束川	岩内郡岩内町字野束15番の４地先に知事が建設した標柱の位置 (300m)	岩内郡岩内町岩内港西防波堤基部西側点の位置 (700m)	345.00	5.00	600	４月１日から８月19日まで
	尻別川	寿都郡寿都町字磯谷町能津登355番地先に知事が建設した標柱の位置 (1,000m)	磯谷郡蘭越町港町1,512番地先に知事が建設した標柱 (1,000m)	299.30	300.00	1,000	４月１日から４月30日まで
	泊川	河口左岸より300メートルの位置	河口右岸より300メートルの位置	344.00	344.00	300	５月１日から10月31日まで
	千走川	河口左岸より500メートルの位置	河口右岸より800メートルの位置	344.00	0.00	左岸 300 右岸 700	４月１日から10月31日まで

備考
注１）この表による河口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。
　基点ア　左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点
　基点イ　基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点
　基点ウ　基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点
　基点エ　右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点
注２）この表中で示している距離のうち、（　）内の数字は、標柱までの一応の目安である。
注３）指示期間は指示した日から令和８年１０月３１日までとする。

河口付近におけるサクラマス採捕の禁止について

後志管内の下記の6河川の河口付近において、サクラマスの繁殖保護を図るため、令和8年3月9日付け石狩後志海区漁業調整委員会指示第4号により、下記の区域及び期間においてサクラマスの採捕を禁止することとしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則を守りましょう。

漁業者・遊漁者の皆様のご協力をお願いいたします。

○ 禁止区域及び禁止期間（禁止区域の図は別紙のとおり）

市町村	河川名	禁止区域						禁止期間	
		左岸	右岸	沖合				海区委員会指示	漁業調整規則
				方位（真方位）		距離		対象種	対象種
				左岸	右岸	左岸	右岸	サクラマス	サケ・マス
神恵内村	珊内川	300m	（300m）	243度		300m		4/1～8/31	-
	古宇川	（300m）	（300m）	225度		300m		4/1～4/30	5/1～8/31
岩内町	野束川	（300m）	（700m）	345度	5度	600m		4/1～8/19	8/20～11/30
蘭越町	尻別川	（1,000m）	（1,000m）	299度30分	300度	1,000m		4/1～4/30	5/1～11/30
島牧村	泊川	（300m）	（300m）	344度		300m		5/1～10/31	5/1～8/31
	千走川	（300m）	（300m）	344度		300m		-	5/1～8/31
		（500m）	（800m）	344度	0度	300m	700m	4/1～10/31	-

※距離のうち、括弧内の数字は一応の目安

※委員会指示の期間は、指示した日から令和8年10月31日まで

※赤字は従前からの変更点（従前：サケ・マス　→　今回：サクラマス）

＜連絡先＞
石狩後志海区漁業調整委員会
後志総合振興局産業振興部水産課
住所　虻田郡倶知安町北１条東２丁目
電話　0136-23-1395（海　区）
　　0136-23-1394（水産課）

（別紙）

○ 禁止区域(斜線部)

[珊内川]

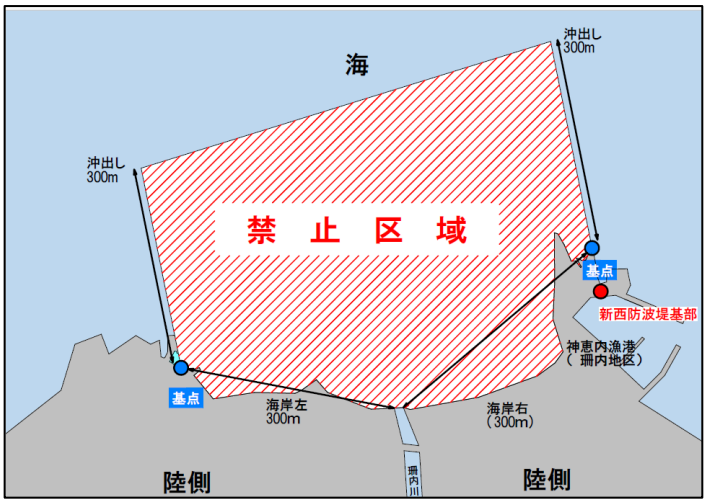

[古宇川]

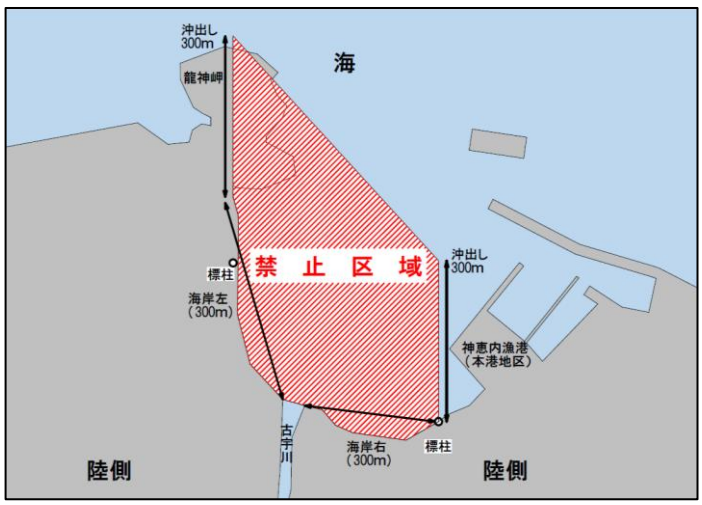

[野束川]

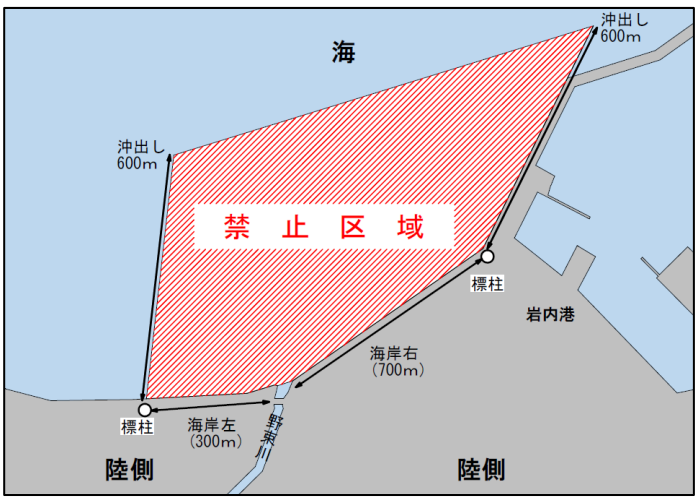

[尻別川]

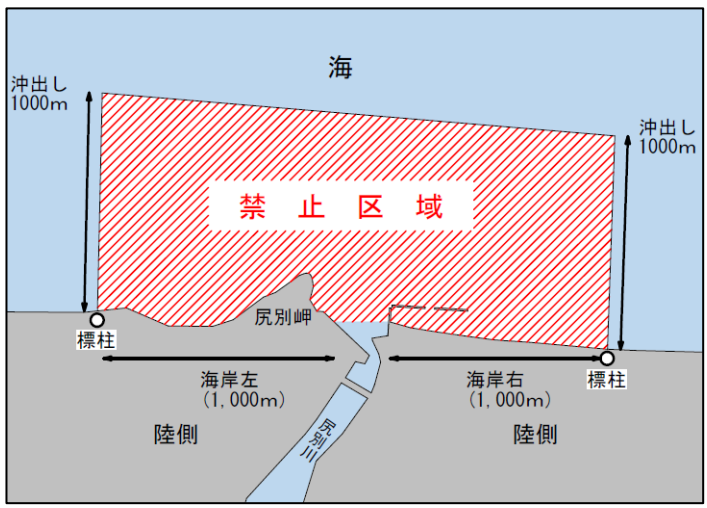

[泊川]

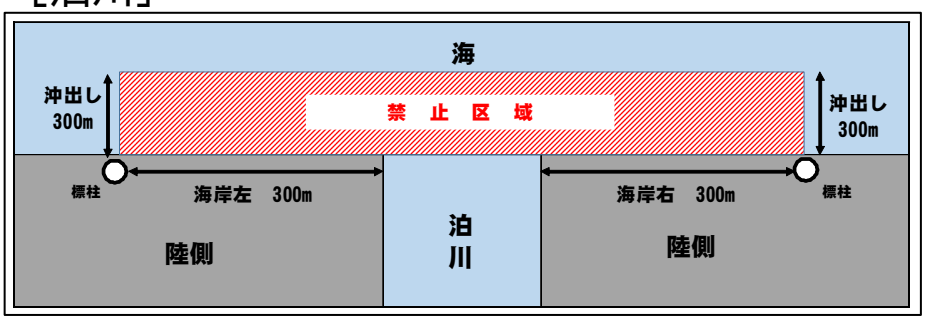

[千走川]

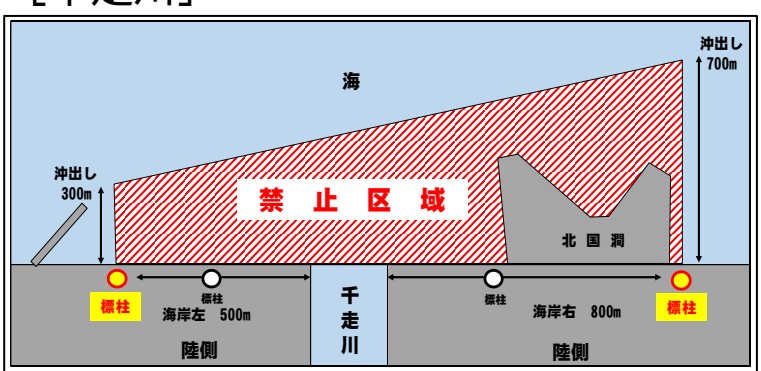

資料１－４

令和７年度後志管内６河川の河口規制の周知・啓発の取組結果

令和８年３月13日

後志総合振興局

周知・啓発活動実績

海区漁業調整委員会指示及び北海道漁業調整規則による河口付近のさけ・ます採捕禁止期間

河川名	期間
珊内川	４月１日　～　８月３１日
古宇川	４月１日　～　８月３１日
野束川	４月１日　～　１１月３０日
尻別川	４月１日　～　１１月３０日
泊川	４月１日　～　１０月３１日
千走川	４月１日　～　１０月３１日

○道・海区による周知・啓発実績

珊内川：　１回　　（啓発用看板の設置）
古宇川：　１回　　（同上）
野束川：　１回　　（同上）
尻別川：　１回　　（同上）
泊川：　１回　　（同上）
千走川：　１回　　（同上）

（尻別川河口規制の啓発用看板）